

別表四

「所得の金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、損益計算書に掲げた当期利益の額又は当期損失の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の所得金額若しくは欠損金額又は留保金額を計算するために使用します。

(注) 沖縄の認定法人の課税の特例など特殊な調整事項のない法人については、この明細書について「簡易様式」を御利用ください。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期利益又は当期欠損の額 1」の「総額①」	損益計算書の当期利益の額又は当期損失の額を記載します。この場合、当期利益の額又は当期損失の額のうち前期から繰り越された利益の額又は損失の額を含むときは、前期から繰り越された利益の額又は損失の額を控除した金額を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額 1」の「社外流出③」の「配当」	当期にその支払に係る効力が生ずる令第9条第1項第8号(利益積立金額)に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配の額及び当期に生じた同項第12号から第14号までに掲げる金額の合計額を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額 1」の「留保②」	「総額①」に記載した金額から「社外流出③」に記載した金額の合計額を控除した金額を記載します。	「社外流出③」に記載した金額の方が多いときは、その超える金額を「留保②」に△印を付して記載します。
「損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。) 2」	別表五(二)の「計5」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。	(1) その記載した金額のうち別表五(二)の「仮払経理による納付④」の本書の金額がある場合には、この明細書の「減算」の空欄に「仮払税金」等と記載の上、その合計額を「総額①」及び「留保②」に併せて記載します。 (注) この仮払税金をその後の事業年度において消却した場合には、その消却をした事業年度において、次の区分に応じ、次のように処理します。 イ 損金経理により消却した場合 その税金が損金不算入のものであると否とを問わず、この明細書の「加算」の空欄に「仮払税金消却」等と記
「損金経理をした道府県民税及び市町村民税 3」	別表五(二)の「計10」及び「計15」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。	
「損金経理をした納税充当金 4」	別表五(二)の「損金経理をした納税充当金 31」の金額を記載します。	
「損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延滞分を除く。)及び過怠税 5」	別表五(二)の「加算税及び加算金 24」から「過怠税 27」までの「当期中の納付税額③～⑤」の各欄の金額の合計額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		載の上、その合計額を「総額①」と「留保②」に記載します。 ロ 納税充当金で消却した場合 この明細書には記載しないで、別表五(一)において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金27」の「減②」に同額を記載します。 (2) 別表五(二)の「損金経理による納付⑤」に外書の金額がある場合には、この明細書の「加算」の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。
「役員給与の損金不算入額7」	法第34条《役員給与の損金不算入》の規定により役員に対して支給する給与のうち損金の額に算入されない金額を記載します。	
「加算」の「9」及び「10」	(1) 法人が費用又は損失として経理した金額で当期の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの及び収益として経理しなかった金額で当期の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもの等についてその名称及び金額を記載します。この場合、留保されている金額は「留保②」に、社外に流出している金額は「社外流出③」に、それぞれ記載します。 (2) 次に掲げる場合には、それぞれ次により記載します。 イ 措置法第57条の7第1項《関西国際空港用地整備準備金》の規定の適用を受ける場合には、損金経理（法第72条第1項第1号《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》）に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいいます。以下同じです。）の方法により関西国際空港用地整備準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 ロ 措置法第57条の7の2第1項《中部国際空港整備準備金》の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 ハ 措置法第61条の2第1項《農業経営基盤強化準備金》の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により農業経営基盤強化準備	(1) 税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益から減算した「法人税等調整額」があるときは、「加算」の空欄に「法人税等調整額損金不算入」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 (2) 「社外流出③」に※印の金額の記載がある場合の「小計11」の「社外流出③」の記載については、この「社外流出③」の上段に※印を付して外書きします。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 ニ 措置法第 61 条の 3 第 1 項《農用地等を取得した場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する農用地等の帳簿価額を損金経理の方法により減額した金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 ホ 震災特例法第 18 条の 3 第 1 項《再投資等準備金》の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により再投資等準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 (注) 25 ページに「農業経営基盤強化準備金の適用を受ける場合の申告書の記載例」を掲載していますので、参考としてください。 (3) 平成 29 年改正前の措置法第 66 条の 6《内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入》若しくは同法第 66 条の 9 の 2《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の課税対象金額等の益金算入》又は措置法第 66 条の 6《内国法人に係る特定外国関係会社等の課税対象金額等の益金算入》若しくは措置法第 66 条の 9 の 2《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国関係法人等の課税対象金額等の益金算入》の規定による益金算入額（別表十七(三)「35」又は別表十七（三の八）「28」若しくは別表十七（三の九）「9」若しくは別表十七（三の十）「11」）は、措置法令第 39 条の 20 第 4 項等の規定により利益積立金額を構成しませんので、「加算」の空欄に「特定外国子会社等に係る課税対象金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」（※印を付けます。）に記載します。	
「納税充当金から支出した事業税等の金額 13」	別表五(二)の「事業税 35」から「38」までの金額の合計額を記載します。	別表五(二)の「損金不算入のもの 37」に金額の記載がある場合には、その税目等をこの明細書の「加算」に記載の上、その金額を「総額①」及び「社外流出③」に記載します。
「受贈益の益金不算入額 16」	法人による完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益の額で、法第 25 条の 2 第 1 項《受贈益》の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。	
「適格現物分配に係る益金不算入額 17」	適格現物分配により資産の移転を受けたことによって生じる収益の額で、法第 62 条の 5 第 4 項《現物分配による資産の譲渡》の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。	
「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額 18」	法人税、地方法人税、道府県民税及び市町村民税の中間納付額並びにこれらの税の過誤納に係る還付金額について、法人がそれを当期利益の額に含めている場合にその金額を記載します。	利子税相当額の還付金については、その納付した時に損金の額に算入されていますので、この欄で減算することはできません。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等 19」	次に掲げる還付金額で当期にその還付を受けることが確定したものについて、その額を当期利益の額に含めているかどうかにかかわらず記載します。この場合に、これらの確定した還付金額を当期利益の額に含めていないときは、「加算」の空欄に「未収の所得税額の還付金等」として「総額①」及び「留保②」に記載し、その後の事業年度でこれらの還付金を当期利益の額に含めた場合には、その金額を「減算」の空欄に「未収の所得税額の還付金等」と記載の上、還付金の額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 (1) 所得税額の還付金額、控除対象外国法人税額の還付金額及び復興特別所得税額の還付金額 (2) 欠損金の繰戻しによる還付金額 (3) 国税通則法の規定による附帯税（利子税を除きます。）の還付金額 (4) 地方税法の規定による各種加算金及び延滞金（同法第 65 条、第 72 条の 45 の 2 又は第 327 条の規定による納期限の延長を受けた期間に係るものを除きます。）の還付金額 (5) (1)から(4)まで及び「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額 18」に記載されるものの以外の租税で損金の額に算入されないものの還付金額	前期分の申告において所得税額の還付が生じたため、その還付を受けていた場合において、その後前期分の法人税につき更正処分があり、その還付を受けた所得税額の全部又は一部に相当する金額の追徴があったときは、その追徴された金額に相当する還付所得税額は、この欄には記載しないでください。 この場合、その還付を受けた所得税額が当期利益の額に含まれているときは、その追徴された所得税額に相当する金額は、「減算」の空欄に「追徴された所得税額」等として「総額①」及び「留保②」にそれぞれ記載します。
「減算」の「20」	(1) 法人が費用又は損失として経理しなかった金額で当期の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの及び収益として経理した金額で当期の所得の金額の計算上益金の額に算入されないもの等についてその名称及び金額を記載します。この場合、法人計算外で経費とするもの（経費の認定損）のように税務計算上留保した金額を減少させるものは、「留保②」に記載します。 (2) 措置法第 65 条の 2（収用換地等の場合の所得の特別控除）、措置法第 65 条の 3 から第 65 条の 5 まで（特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除）、措置法第 65 条の 5 の 2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）又は措置法第 67 条の 3（農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例）の規定による損金算入額（別表十(五)「22」、「37」、「42」、「47」若しくは「52」又は別表十(六)「22」）は、措置法第 65 条の 2 第 10 項及び措置法令第 39 条の 3 第 7 項等の規定により利益積立金額を構成しますので、「減算」の空欄に「収用等による特別控除額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」（※印を付けます。）に記載します。 (3) 当期の決算の確定日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものは、「減算」の空欄に「剰余金処分による準備金積立額認容」等と記載の上、その積立額の全額（税効果会計を採用している場合には、その積立額の全額とこれに対応する税効果相当額との合計額）を「総額①」及び「留保②」に記載します。この場合、積立限度超過額がある	税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益に加算した「法人税等調整額」があるときは、「減算」の空欄に「法人税等調整額益金不算入」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 関西国際空港用地整備準備金（措置法 57 の 7 ①）、中部国際空港整備準備金（措置法 57 の 7 の 2 ①）、農業経営基盤強化準備金（措置法 61 の 2 ①）、農用地等を取得した場合の課税の特例（措置法 61 の 3 ①）及び

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	ときは、「加算」の空欄に「〇〇準備金積立超過額」等と記載の上、その積立限度超過額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 なお、準備金等に積立限度超過額がある場合には、このような加算及び減算をしないで、その積立額のうち積立限度相当額を「減算」欄に記載しても差し支えありません。	再投資等準備金（震災特例法 18 の 3 ①）の規定により帳簿価額を減額することによって代えて積立金として積み立てたものについては、「43」から「45」までの各欄に記載することとなりますので、左記(3)による記載はしないでください。
「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 26」	連結子法人が、自己を被合併法人とする合併を行う場合に、令第112条第20項《適格合併等による欠損金の引継ぎ等》の規定により損金の額に算入される金額を記載します。	
「合計 34」	次の場合に応じ、それぞれ次により計算します。 (1) 別表十(四)の「20」の記載がある場合 $(25) + (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) - (33)$ (2) 別表十(四)の「21」又は「23」の記載がある場合 $(25) + (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) + (33)$	
「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 38」	(1) 合併（適格合併を除きます。）により合併法人に資産及び負債の移転をした場合に、資産及び負債のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度分のこの明細書に記載します。 ただし、合併（適格合併を除きます。）により完全支配関係がある合併法人に譲渡損益調整資産（法第 61 条の 13 第 1 項《完全支配関係がある法人の間の取引の損益》に規定する譲渡損益調整資産をいいます。）の移転をした場合に、譲渡損益調整資産のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額について損金の額又は益金の額に算入される金額があるときには、その損金の額又は益金の額に算入される金額を譲渡利益額又は譲渡損失額から減算又は加算した金額を、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度分のこの明細書に記載します。 (2) 残余財産の全部の分配又は引渡し（適格現物分配を除きます。）により被現物分配法人等に資産の移転をした場合に、資産のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を現物分配法人の残余財産の確定の日の属する事業年度分のこの明細書に記載します。	譲渡損失額を記載する場合は、その金額を△印を付して記載します。
「残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額 46」	当期が残余財産の確定の日の属する事業年度である場合に、法第 62 条の 5 第 5 項の規定により損金の額に算入される事業税の額を記載します。 なお、事業税の額には地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定による地方法人特別税の額を含めて記載します。	平成 22 年 9 月 30 日以前に解散が行われた場合には記載する必要はありません。 左記の「地方法人特別税等に関する暫定措置法」とあるのは、令和元年 10 月 1 日以後、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 4 号）の規定による特別法

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		人事業税の額又は旧効力暫定措置法（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）附則第 31 条第 2 項《地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に伴う経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 9 条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成 20 年法律第 25 号））」と読み替えて記載してください。
「所得金額又は欠損金額 47」		「総額①」の金額は、「留保②」の金額に「社外流出③」の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

○ 農業経営基盤強化準備金の適用を受ける場合の申告書の記載例

《別表七(一)》

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

控除前所得金額は、農業経営基盤強化準備金の損金算入前の金額により計算します。

控除前所得金額 (別表四「39の①」)-(別表七(二)「9」又は「21」)	1	200	所得金額控除限度額 (1) × $\frac{50 \times 100}{100}$	2	100 円
事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期控除額 (当該事業年度の(3)と(2)-(当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額)	翌期繰越額 (3)-(4)又は(別表七(三)「15」)	
		3	4	5	
		(省 略)			
計		200	100	100	

《別表四》

所得の金額の計算に関する明細書

区 分		総 額	処 分
		①	②
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1	150 円	
(省 略)			
加算 損金経理をした農業経営基盤強化準備金積立額	9	50	50
(省 略)			
仮 計 (1)+(11)-(21)	22	200	××
(省 略)			
差 引 計 (34)から(38)までの計	39	200	××
欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表七(一)「4の計」+(別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)	40	△ 100	
総 計 (39)+(40)	41	100	××
(省 略)			
農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十三)「10」)	43	△ 50	△ 50
(省 略)			
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	47	50	××

別表十二(十三)「5」の金額を「総額①」及び「留保②」に移記します。

《別表十二(十三)》

農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い
取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

当 期 積 立 額	4	50
(4)の内訳		
(4)のうち損金経理による積立額	5	50
(4)のうち剰余金の処分による積立額	6	0
積立限度額の計算		
(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額	7	50
所 得 基 準 額 (別表四「41の①」-「27の①」)又は(別表四の二付表「48の①」-「35の①」)	8	100
積 立 限 度 額 ((7)と(8)のうち少ない金額)	9	50
当 期 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額 (4)と(9)のうち少ない金額)	10	50

所得基準額は、欠損金控除後の金額により計算します。